**【本則課税用】**

**消費税申告準備のチェックリスト**

★下記すべての項目を申告するまでにご準備ください。準備が済んでいない場合は申告できませんのでご注意ください。

★令和4年課税売上高が1,000万円以下等の免税事業者要件を満たし、『消費税課税事業者選択届』を提出していない場合には『2割特例』を選択できます。

□軽減税率対象の取引がある場合、区分経理した帳簿が必要になります。

　※区分記載した帳簿とは、軽減税率8％と標準税率10％を区分して記帳した帳簿のことです。

□基準期間の課税売上高（2年前の課税売上高のことです※令和6年消費税申告の基準期間は令和4年）

□『課税取引金額計算表』を作成してください

　・『課税取引金額計算書』が未完成の場合、申告できませんのでご了承ください

　・不動産所得や雑所得がある場合は、もう一枚別の『課税取引金額計算表』の用紙に記入してください

　・『業務用固定資産等の譲渡所得の収入金額等』がある場合はその資料をお持ちください

　例）営業用車両の下取り、売却など

　・業務用固定資産等の購入がある場合（申告年度に減価償却資産等を購入した場合）は、その資料をお持ちください

□『中間納付税額』と『中間納付譲渡割額』の金額（前年度に消費税申告をしていない方、消費税納税金額によっては無い場合もあります）

□消費税還付を受ける場合は、還付の入金先の口座情報

ご不明点がございましたら、青色申告会までご相談下さい

TEL：046-823-0402

MAIL:aoiro@yokosukacci.com